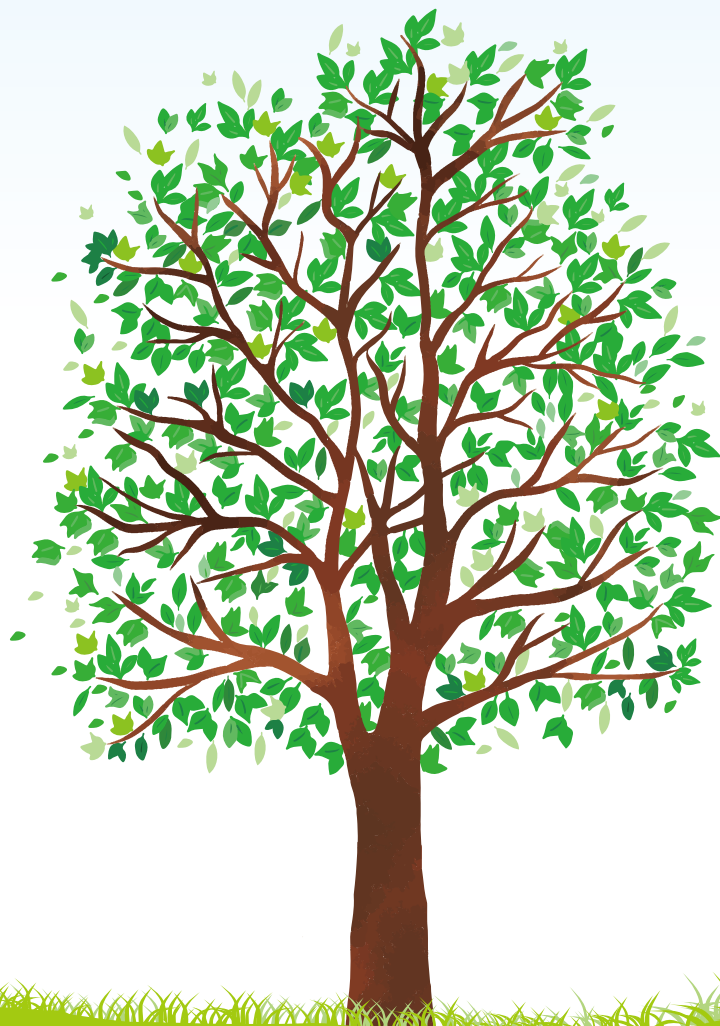


日野町男女共同参画行動計画
～ひのパートナープラン2019～

後期計画（令和6年度～令和10年度）

概要版



令和6年（2024年）3月

日 野 町

男女共同参画社会とは？

男女がお互いに尊重し合い、職場や学校、地域や家庭で性別にかかわらず、自分の個性や能力を発揮し、いきいきとした活動ができる社会のことを「男女共同参画社会」といいます。

「男女共同参画社会」の実現を目指して、男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日施行）では、5つの基本理念を定めています。

1. 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじる。男女の差別をなくして、男女である以前に一人の人間として能力を発揮できる機会を確保していく。

2. 社会における制度または慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や、慣行のあり方を考えていく。

3. 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会において対等なパートナーとして、様々な方針の決定に参画できるようにしていく。

4. 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女はともに家族の構成員です。お互いに協力し、社会の支援も受けながら家族としての役割を果たす。仕事をしたり、学習したり、地域活動をしたりできるようにしていく。

5. 国際的協調

男女が共同で参画できる社会づくりのために、国際社会とともに歩むことは大切。他国の人びとや国際機関とともに相互協力して取り組んでいく。

学ぶ・気づく

「男は〇〇、女は〇〇」と決めつけず、一人ひとりの個性を大切にしましょう



はたらく

性別にかかわらず能力を発揮し、ワークライフバランスを実現しましょう

男女共同参画

男女 すべての個人一人ひとりが
共同 共に社会のあらゆる場面で
参画 主役として活躍できる

つくる

男性も女性も一緒に考え、協力し、住みよいまちづくりを進めましょう

くらす

高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して暮らせる社会にしましょう

計画策定の趣旨

日野町では、男性と女性が対等なパートナーとして社会のあらゆる分野に参画する「男女共同参画社会」の実現をめざし、平成31年（2019年）に10年間を計画期間とする「日野町男女共同参画行動計画～ひのパートナープラン2019～」を策定し、取り組みを進めてきました。本後期計画は、今日までの取り組みの推進状況を検証するとともに、町民意識調査を実施し、社会情勢の変化に対応できるよう、日野町男女共同参画懇話会で審議を重ね、意見をいただき、令和6年度から令和10年度までの5年間を期間として策定しました。

計画の位置づけ

男女共同参画社会の実現に向けて本町の施策を総合的・体系的に整備し、推進するための指針として策定したものです。

- (1) この計画の推進については、全町民の理解と啓発・連携・協力を期待します。
- (2) この計画は、男女共同参画社会を実現するための町全体の施策について策定しており、全町民と行政全体で取り組むものとしします。
- (3) この計画は、国内外や県の取り組みとも整合性を図るとともに、「日野町総合計画」をはじめ、町の関連計画との整合性も図っています。
- (4) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定されている「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。
- (5) この計画の基本目標Ⅰ「男女が平等な社会をめざす意識づくり」の基本課題4「一人ひとりの男女の人権の確立」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定されている「市町村基本計画」として位置づけます。
- (6) この計画の基本目標Ⅲ「男女がともに働きやすい条件づくり」は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定されている「市町村推進計画」として位置づけます。

計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

計画の基本理念

基本理念を「男女共同参画社会の実現」とし、以下の視点から策定しました。

- (1) 一人ひとりの人権の尊重
- (2) 政策・方針決定過程への男女の共同参画
- (3) 固定的な性別役割分担意識の解消
- (4) 社会的につくられた性別（ジェンダー）に気づく視点の定着
- (5) 新たな価値・社会システムの創造

計画の基本目標

1. 男女が平等な社会をめざす意識づくり
2. 男女がともに参画する地域社会づくり
3. 男女がともに働きやすい条件づくり
4. 男女がともに安心して暮らせる健康と福祉の社会づくり



学ぶ・気づく

男女が平等な社会をめざす意識づくり

一人ひとりの人権を尊重し、男女平等を推進する教育・学習の充実を図り、男女が平等な社会づくりをめざします。

基本課題

① 固定化した意識の流動化

② 男女平等を推進する教育と生涯学習の充実

③ いのちを尊び、互いの生きる価値を認める

④ 一人ひとりの男女の人権の確立

施策の方向

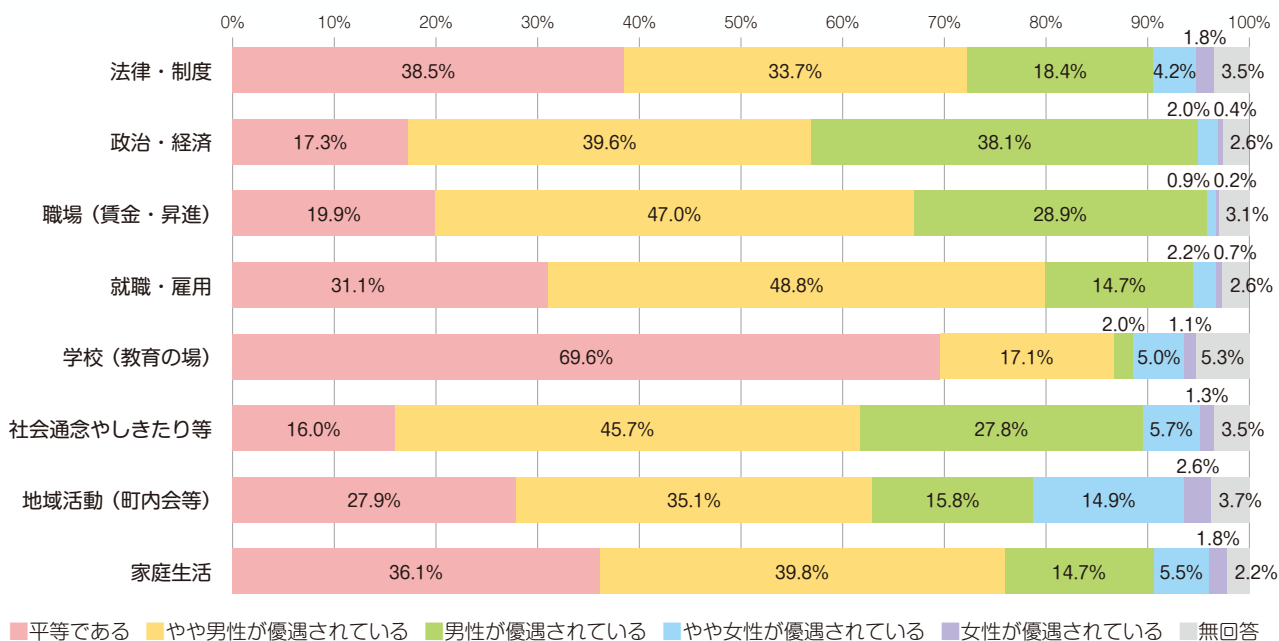
① 男女共同参画社会に向けての啓発や調査・研究・広報の充実

① 家庭教育における男女平等の推進
② 学校教育における男女平等の推進
③ 社会教育における男女平等の推進

① 学校教育における性教育の充実
② 性に関する学習機会の充実
③ メディアにおける人権尊重の推進
④ 青少年の人権尊重のための啓発活動の推進

① 人権の尊重に関する啓発
② あらゆる暴力や虐待の根絶

◆各分野の男女の平等感



（令和5年度町民意識調査より）

男女平等の意識について、学校では、平等と感じる人が多くなっていますが、政治・経済や職場、社会通念やしきたり等の分野で平等ではないと感じている人が多い現状にあります。

家庭や地域、職場などあらゆる場面で男女がともに参画し、固定的な性別による役割分担意識や慣習などにとらわれず、お互いに認め合える関係を築けるよう一人ひとりがしっかりと意識し、ジェンダー平等を推進することが大切です。

※ジェンダー平等 … 性別に関わらず、平等に責任や権利を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めていくこと。

男女があらゆる分野へ参画できるための環境づくりや、家庭生活をはじめ地域活動などへ積極的に参画できる社会づくりをめざします。

基本課題

施策の方向

① あらゆる場への女性の参画促進と社会活動への活性化

- ① 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- ② 各種団体の構成に応じた女性の役員登用の啓発
- ③ あらゆる分野に関する人材情報収集・情報提供
- ④ 女性リーダーの養成とネットワーク化

② 家庭生活における男女の共同参画促進

- ① 男女の固定的性別役割分担意識の是正のための啓発
- ② 男女共同参画の視点からの生涯学習・家庭教育の充実

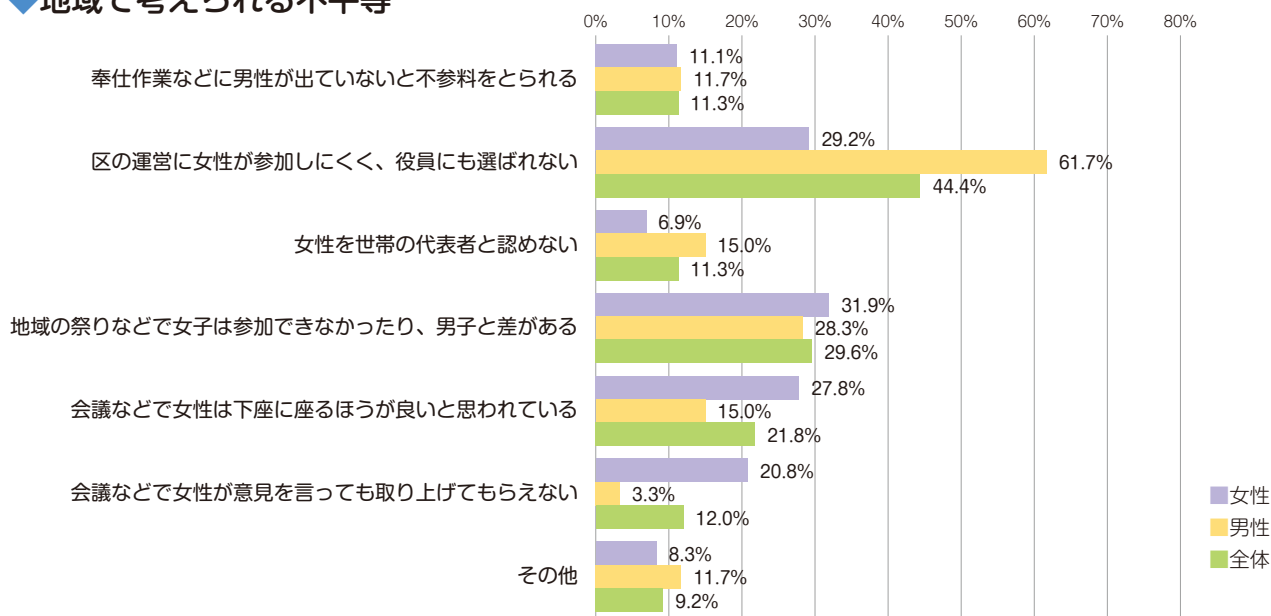
③ 地域社会における男女の共同参画促進

- ① 自治会組織などへの女性の参画
- ② 地域等における慣行・慣習の見直し
- ③ 女性の活躍支援
- ④ まちづくり活動での取り組みの推進
- ⑤ ボランティア活動等での取り組みの推進
- ⑥ 地域社会への男女の共同参画促進のための学習機会の充実

④ 国際交流・多文化共生社会の促進

- ① 国際的な視野の醸成
- ② 多様な文化や慣習をもつ人びととの共存ができる社会づくり

◆地域で考えられる不平等



(令和5年度町民意識調査より)

地域では、昔から続く慣習やしきたりが多く残っており、自治会組織等の役員に女性が就くことが少なく、女性の視点での意見が反映されにくい現状があります。また、地域内でこれまで当然とされてきたことにも不平等であるとの認識があります。

一人ひとりが地域の一員として、住みよい地域づくりを進めていくため、男女の意見が平等に反映され、運営や活動ができる仕組みづくりに取り組む必要があります。

はたらく

男女がともに働きやすい条件づくり

働く男女が、性別にかかわらず能力を充分に発揮でき、お互いに多様な働き方の選択ができ、仕事と家庭・地域生活が両立できる社会づくりをめざします。

基本課題

① 雇用の分野における男女の機会均等の推進と就労条件の向上

- ① 女性の労働に関する調査・研究
- ② 雇用の分野における男女の機会均等・待遇の確保に関する啓発

② 多様な働き方に対応できる条件整備

- ① パートタイム労働等における就労条件の向上
- ② 新しい働き方のための情報提供

③ 男女がともに職業生活と家庭・地域生活が両立できる社会づくり

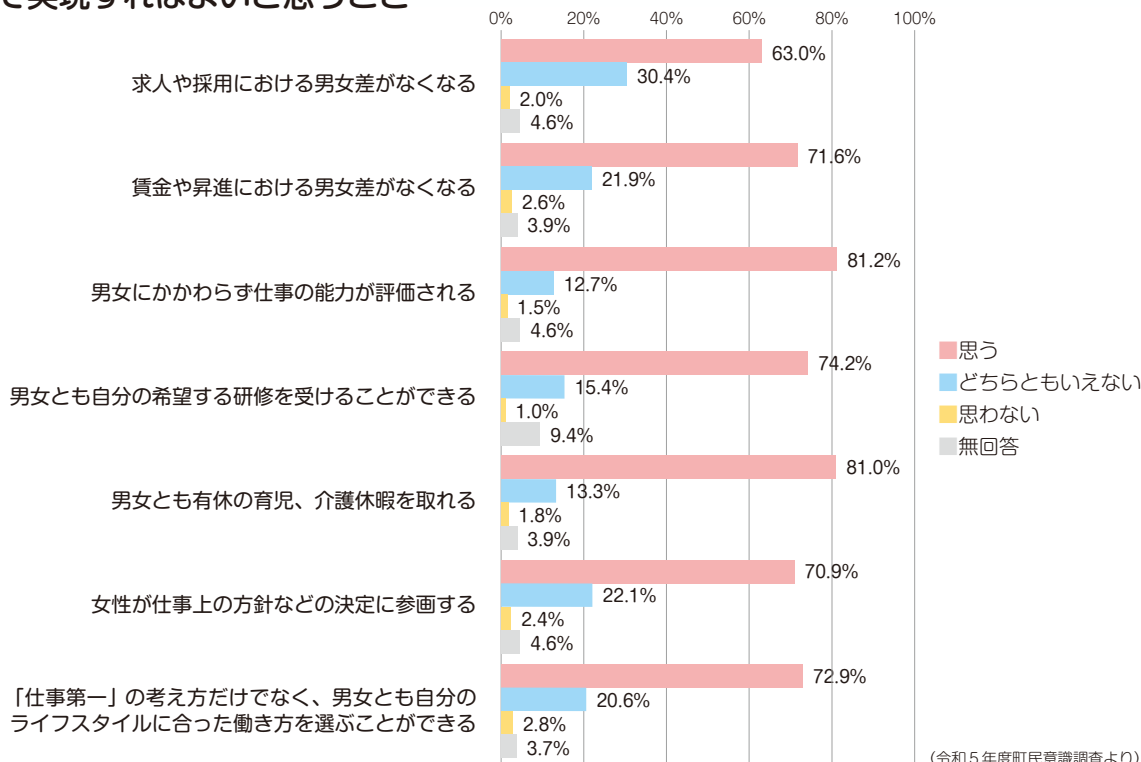
- ① 育児・介護休業制度・再就職支援事業の普及啓発
- ② 育児・看護・介護にかかる支援の充実と支援
- ③ 労働時間短縮・弾力化の促進

④ 農林漁業や商工自営業等での働きやすい環境づくり

- ① 経営や方針決定過程への女性の参画拡大
- ② 女性の経済的・社会的地位の向上
- ③ 女性グループ等の支援

施策の方向

◆職場で実現すればよいと思うこと



働く場では、性別に関係なく仕事の能力が評価されることや希望する研修を受けることができるなど、性別による格差なく能力を発揮できる環境づくりが求められています。

また、男女ともに育児・介護休暇を取得できるなど、家庭と仕事の両立ができるワークライフバランスの実現に向けた取り組みが必要です。

男女がともに安心して暮らせる健康づくりの取り組みと、高齢者や障がいのある人たちなどすべての人が安心して暮らせる社会づくりをめざします。

基本課題

施策の方向

① 男女の健康保持・増進

- ① 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）に関する概念の普及・浸透
- ② 生涯を通じた男女の健康づくり支援
- ③ 女性の母性保護に関する支援

② 高齢者等がいきいきと安心して暮らせる体制の整備

- ① 高齢期における社会参画の促進・介護予防の充実
- ② 高齢期の生活支援の推進
- ③ 介護・医療等の多職種連携の推進
- ④ 介護保険サービスの充実
- ⑤ 虐待防止・権利擁護対策の推進

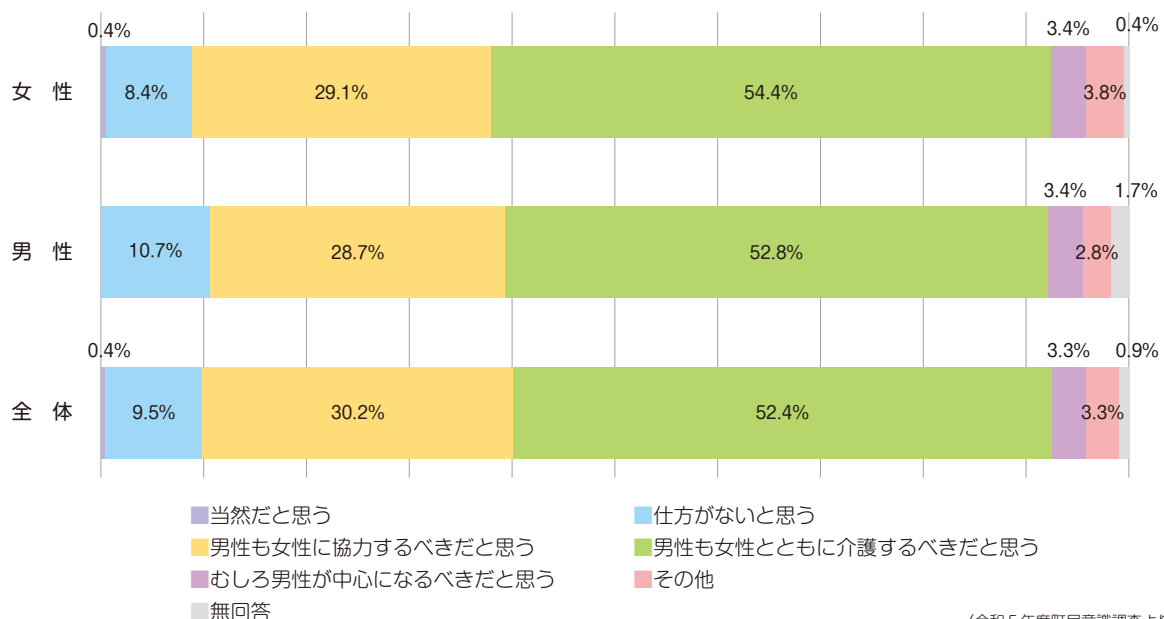
③ 障がいのある人たちが安心して暮らせる環境の整備

- ① 住民参加によるノーマライゼーションの実現
- ② 自主性の確立と平等な社会づくり
- ③ 地域活動と生活支援施策の充実

④ ひとり親家庭が安心して暮らせる環境の整備

- ① ひとり親家庭の自立の支援

◆家庭で介護をするのは、多くの場合女性となっていることについて



（令和5年度町民意識調査より）

主たる介護者については、男性も女性とともに介護するべきと考える人が半数以上を占めています。

介護保険制度や介護休暇などの制度を利用しながら、男性も女性も協力して介護を担えるように意識啓発を進める必要があります。

ひとりで悩まず、相談してください

各種相談窓口

- 日野町役場 企画振興課 0748-52-6552
男女共同参画、DVなど
- 日野町役場 子ども支援課 0748-52-6583
子どもに関わる相談
- 滋賀県立男女共同参画センター 0748-37-8739
男女共同参画、夫婦関係・家族関係、DVなど
- 彦根子ども家庭相談センター 0749-24-3741
- 内閣府 DV相談ナビ #8008
- 内閣府 DV相談+（プラス） 0120-279-889
24時間受付

日野町男女共同参画行動計画 ～ひのパートナープラン2019～
後期計画（令和6年度～令和10年度）概要版

発行：日野町／編集：企画振興課
〒529-1698 滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目1番地
TEL：0748-52-6552 FAX：0748-52-2043
E-mail：kikaku@town.shiga-hino.lg.jp